

# 令和7年 第10回 三朝町教育委員会 定例会 日程

とき：令和7年10月30日(木) 午後1時30分～  
ところ：三朝町役場2階 第2会議室

## 1 開会

## 2 前回議事録承認

松浦委員、塩谷委員

## 3 議事録署名委員指名

## 4 報告事項

- (1) 教育総務課事業について
- (2) 社会教育課事業について
- (3) 図書館事業について
- (4) 教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について【非公開】
- (5) 令和7年度とつとり学力・学習状況調査結果について【別冊】
- (6) 令和7年度「学校オープン・どなたでもOK」実施報告について
- (7) 令和7年度みささ図書館蔵書点検結果について

## 5 議事

議案第36号 専決処分の承認を求めるについて

## 6 協議事項

- (1) 通級指導教室の指導希望について

## 7 その他

## 8 閉会

次回 定例会 令和7年11月 日( ) : ~ ( : 集合 )



## 報告事項(1)

### 教育総務課事業について

月 日	時 間	内 容	備 考
【10月】			
10月 1日 (水)	8:35~	後期学事訪問（中学校）	
	13:00~	就学時健診（小学校）	
10月 2日 (木)	9:00~	校長会	
	15:30~	第2回町就学支援連絡会	
	16:30~	訪仏訪台壮行会	役場玄関ロビー
10月 3日 (金) ~ 4日		中部地区中学校新人大会	
10月 7日 (火)		中部地区中学生英語弁論暗唱大会	4名出場(奨励賞)
	~14日	中学生手作り訪仏事業	
10月 15日 (水) ~20日		台中市石岡区との中学生相互交流事業（訪台）	
10月 16日 (木)		中部地区中学校駅伝競走大会	女子県大会出場
10月 17日 (金)		鳥取県町村教育長会研修会	
10月 21日 (火)	9:00~	教育委員会後期学校訪問（中学校）	
10月 24日 (金)	12:30~	小学校音楽会	小学校体育館
10月 26日 (日)		三朝町長選挙及び三朝町議会議員一般選挙	
10月 27日 (月)	16:30~	第2回三朝町学校給食会理事会	
10月 28日 (火)		鳥取県中学校駅伝競走大会	
10月 30日 (木)	8:50~	教育委員会後期学校訪問（小学校）	
	13:30~	教育委員会定例会	
	15:30~	第3回町就学支援連絡会	
10月 31日 (金)	9:00~	校長会	
【11月】			
11月 1日 (土)	8:00~	中学校文化祭	文化ホール
11月 5日 (水) ~ 9日		台中市石岡区との中学生相互交流事業（受入）	土牛小児童5名含
11月 6日 (木)	13:00~	第2回東伯郡就学指導委員会	
11月 7日 (金)	16:00~	県教育長との教育等に関する意見交換	町長、教育長
11月 10日 (月)	13:30~	後期学事訪問（小学校）	
11月 11日 (火)		小学校マラソン大会	
	9:30~	教育委員会園訪問（みささこども園）	
	~13日	多賀町行政職員研修（受入）	教育総務課 11/12
11月 12日 (水)	14:00~	第2回県市町村教育行政連絡協議会	米子市
11月 13日 (木)	9:30~	教育委員会園訪問（賀茂保）	
11月 14日 (金) ~19日		ラマリー・レ・バン町中学生訪問団受入	
11月 18日 (火)		三朝町11月臨時議会	
11月 20日 (木)	10:35~	三朝町の未来を語る会（事前学習）	
11月 21日 (金)	15:00~	市町教育委員会と中部教育局との懇談会	

- ・三朝町の未来を語る会（語る会） 12月 2日
- ・年末の区長会、第3回東伯郡就学指導委員会 12月 4日
- ・三朝町12月定例議会 12月 9日~12月 17日
- ・小学校終業式（冬季休業～1月 7日） 12月 22日
- ・中学校終業式（冬季休業～1月 7日） 12月 25日

報告事項（2）

【社会教育課】 令和7年10月～11月の報告及び取組について

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
10月 4日	(土)	9:00	みささ青空体験塾「稻刈り」	小河内	悪天候により中止
10月 5日	(日)	9:00	三朝町ペタンク大会	第2グラウンド	40名
10月 7日	(火)	19:00	スポーツ推進委員会定例会	役場	
10月 9日	(木)	18:30	人権教育講座「男女共同参画について」	文化ホール	15名
10月10日	(金)	19:30	ヨガ教室	文化ホール	
10月12日	(日)	9:00	世代間ふれあい交流ペタンク大会	健康むら	38名
10月13日	(月)	10:00	三朝町スポーツ・レクリエーション祭	健康むら	160名
10月15日	(水)	14:00	第60回全国史跡整備市町村協議会大会	愛知県小牧市	
10月24日	(金)	19:30	ヨガ教室	文化ホール	
10月27日	(月)	9:00	三朝大学「自衛隊見学」	日本原駐屯地	
10月29日	(水)	8:30	山護運動	三徳山	
10月30日	(木)	9:00	法務大臣等要請行動 人権政策確立要求第二次中央集会	日本教育会館	

日 時			事 業 名 等	場 所	備 考
11月 1日	(土)	9:00	みささ青空体験塾「花桃植樹」	高橋	
11月 2日	(日)	8:30	第66回三朝町駅伝競走大会	町内	
11月 6日	(木)	13:30	スポーツ振興事業助成金現地調査	三朝球場	
11月 9日	(日)	9:00	小学生クロスカントリーリレー大会	健康むら	
		13:00	第59回青少年育成鳥取県民大会	文化ホール	
11月11日	(火)	13:00	国県指定文化財所有者研修会	伯耆町	
11月12日	(水)		町民作品展	文化ホール	～11/17
11月14日	(金)	9:00	令和7年度全国史跡整備市町村協議会臨時大会	ホテルニュー オータニ	
11月16日	(日)	9:00	第79回中部地区駅伝競走大会	中部圏域	
		11:00	三朝町芸能文化祭	文化ホール	
11月19日	(水)	10:00	三朝大学「三朝町の神社と祭り」	文化ホール	
		11:00	文化庁調査官現地指導	神倉地内	
11月21日	(金)		第3回学校運営協議会		
11月22日	(土)	10:00	三朝町将棋フェスティバル	文化ホール	

11月23日	(日)		第3回人権尊重のまちづくり集会	文化ホール	
11月29日	(土)		第76回全国人権・同和教育研究大会	大阪府	～11/30

報告事項(3)

【図書館】令和7年10月～11月の報告及び取組について

日 時	内 容		備 考
【10月】			
10月 1日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	27名参加
10月 4日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	10名参加
10月 7日 (火) -10/16	【企画展示】	北方領土問題啓発パネル展示	総務課
10月 8日 (水)	【育児支援】	西学童クラブ 貸出	
10月11日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	7名参加
10月15日 (水) 9:45-	【特別企画】	三朝小2年生 図書館見学	
15:30-	【特別企画】	あみぐるみ教室	10名参加
10月19日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	11名参加
10月22日 (水)	【育児支援】	西学童クラブ 貸出	
10月24日 (金) -12/24	【特別企画】	図書館へ行こう！キャンペーン2025	別紙①
10月27日 (月) -11/ 9		秋の読書週間	
10月29日 (水) -11/ 9	【特別企画】	ブラインド・ブック・マーケット	別紙②
10月30日 (木)		休館日 (資料整理日)	

日 時	内 容		備 考
【11月】			
11月 4日 (火) 10:00-	【連携企画】	スマホ講習会 4講座	企画健康課
11月 5日 (水) 11:00-	【定期取組】	三朝バイオリン美術館おはなし会	
11月 8日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
11月12日 (水)	【育児支援】	西学童クラブ 貸出	
11月16日 (日) 10:30-	【定期取組】	親子で楽しむおはなし会	
11月20日 (木)	【定期取組】	三朝中学校 選書 (配本)	
11月22日 (土) 14:00-	【定期講座】	みささ英語村	
-11/23	【特別企画】	みささ図書館古本市	文化ホール
11月26日 (水)	【育児支援】	西学童クラブ 貸出	
11月27日 (木)		休館日 (資料整理日) ※図書館消防訓練	

＼もうえる・当たるオリジナルグッズ！/

# 図書館へ行こう！

今年もやります！「図書館へ行こう！キャンペーン」！

読書の秋、お近くの図書館をどんどん使って、  
オリジナルグッズを手に入れよう！

キャンペーン

開催期間

10月24日金…12月24日水

## キャンペーン参加方法



このチラシを持って  
“キャンペーン参加図書館へ行こう！”



体験メニューに挑戦して、  
図書館でスタンプ(シール)を押してもらおう！

読書トーリー

### 体験メニュー

- 利用登録をする
- 本・資料を借りる
- イベントに参加する

※この他、各図書館のオリジナルメニューにも挑戦しよう！

集めたスタンプ(シール)の数にあわせて  
をもらっちゃおう！

## 景品

クリアファイル



しおり  
(どれか1枚)



図書  
バッグ

体験  
3つでしおり、  
6つでクリアファイル、  
さらに、抽選で  
図書バッグが  
当たるかも！

※しおりとクリアファイルは先着順でお渡しし、  
無くなり次第、配布を終了します。

【主催】鳥取県立図書館

【協力】県内市町村立図書館、県内大学図書館・高等専門学校図書館、

鳥取県男女協働未来創造センター情報ライブラリー、鳥取県立人権ひろば21人権ライブラリー

【問合せ先】鳥取県立図書館 支援協力課

電話:0857-26-8155、ファクシミリ:0857-22-2996、電子メール:toshokan@pref.tottori.lg.jp

ミササラドン  
図書ノバッジ



# ブラインド ブック マーケット

2025年  
10月29日(水)～11月9日(日)  
9:30～18:00

## マーケットに出す本 を募集します！



持ち込み先：町立みささ図書館

右の『コメント』に記入し、切り取った後、本と一緒に持ちください。受け付け後、図書館で包装紙に包みます。



※以下の本は受け取りできません

劣化の激しい本、破損や汚損のある本、雑誌、シリーズ物の小説や漫画(読み切りならOK!)、辞書、百科事典、その他公序良俗に反するもの。

## フレンド・フック・マーケットとは?

かのん 本本ラ いいなブ 良ん『 そ。すす。コ帰人と介  
ン ト読ちな心  
ン、持たて  
メリと新し  
がでお本、ちだちを  
け』の』『たは持ん持本  
だ！』るトはれ人で込氣  
要いなッのさんんちうがす。  
不しとケふ隠れ選持思クで  
うほ場一並の訪ををにワの  
もでのマに紙に本本切クる  
はんい・ト表トた。大ワな  
に読会クッのッれすをのに  
自分で出ツケきケがま本い環  
自かいブ一付一惹み、会循  
『誰し・マ』マでしの出・  
ら新ドト  
人楽人の流・

## コメント

キリトリ線

## 報告事項(4)

### 教育委員会の委任による専決処分（区域外就学の認定）について

次のとおり区域外就学の認定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、本委員会へ報告する。

### 別紙のとおり

#### 《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
(事務の委任等)

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 略

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 略

○学校教育法施行令  
(区域外就学等)

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則  
(委任事項)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。  
(1)～(13) 略

## 報告事項(6)

### 令和7年度 「学校オープン・どなたでもOK」 実施状況

三朝町教育委員会

1 日 時 令和7年9月18日（木）・19日（金）

小学校：8：35～14：15

中学校：8：35～15：20

#### 2 来校者数

##### 三朝小学校

(1) 参観者	9月18日（木）	52人
	9月19日（金）	<u>253人</u>
	計	305人

(2) ボランティア	9月18日（木）	7人
	9月19日（金）	<u>8人</u>
	計	15人

##### 三朝中学校

参観者	9月18日（木）	7人
	9月19日（金）	<u>24人</u>
	計	31人

#### 3 ご意見等

##### 三朝小学校

###### ★肯定的意見

- 真面目に楽しそうに授業に取り組んでいました。（6）
- 元気でよかったです。
- 集中していて、姿勢がよかったです。（2）
- 積極的に発表していました。
- 先生の話すこと、書く内容をしっかり見て、集中している様子が参観できました。
- 楽しむところ、話をきくところ、発表するところ、とてもいい姿を見せてもらいました。  
さすが5年生だと思いました。

- みんなが意見や感想を述べていて、個々の意識がしっかりと芽生えていたところに感心しました。
- 落ち着いて学習していました。(4)
- 普段賑やかな子どもたちが静かに授業に取り組んでいました。
- 基礎的な力がついていると思いました。
- 仲良く学習していました。
- 熱心な進め方、個別指導を含め素晴らしいです。
- 6年生の浮世絵はユーモアがあり素晴らしいです。
- 落ち着いた学習の雰囲気で、丁寧に指導していただいていました。
- それ違うときの挨拶がとても気持ちよかったです。(10)
- ・野球部、5年生、6年男性教諭
- 廊下の掲示がどの学年もよかったです。
- 積極的に発表する姿が見られました。
- ロッカーの整理整頓、集中しやすい机の配置等、工夫が見られました。
- 環境整備が整っていました。(2)
- 先生の机の配置、子どもたちの机の配置、いろいろと工夫がありました。
- いいところをたくさん伝えていました。
- 校舎内が広く、過ごしやすかったです。
- 学習環境が素晴らしいです。(3)
- ごみも落ちていませんでした。
- ウロウロする子がいなくてよかったです。
- 先生の方を向いて話を聞いていました。
- タブレットを活用していて、説明も端的でした。
- 子どもがリラックスできるように工夫されていました。
- 周りに問題が分からない子がいると、すぐにかけより、ヒントを伝えている姿がよかったです。
- 嫌いなものは最初から減らすなど、昔では考えられない給食の様子を見ることができました。
- 今年は猛暑だったため、温度調節できる教室で学ぶことができて安心しました。
- 先生が分かりやすく説明していました。(3)
- 校舎が新しく気持ちがよかったです。(2)
- 1年体育、楽しみながら体を動かす工夫がされていました。運動が苦手な子どもたちも楽しむことができるゲームルールの工夫があり、よく考えられていると思いました。
- 3年音楽、鍵盤ハーモニカの完成度の高さに驚きました。打楽器は、複数の楽器と複数のパートを同じ教室でするため大変だと思いました。
- 1年国語、担任の先生の安心感がありました。

- 先生が子どもたちをほめる姿がよかったです。
- 先生の優しさ、的確な指導、静かに注意する姿を拝見し、素晴らしいと思いました。
- 低学年は大きな声でよかったです。
- 担任が1か月休むと聞き驚きました。子どもたちにはしっかり話をしてくださっていたので、時々家で話を聞いていました。隠すことなく、伝えてくださっていることで、子どもたちは安心して待つことができます。不在の間、「先生がいなくても本物になろう」と話をしてくださっていることに感謝します。

#### **★改善を要する意見**

- 学年が上がると、手を挙げて発表するのが恥ずかしいのかなと思いました。
- 先生によって熱意に差があるように感じました。
- 字を丁寧に書いて欲しいです。
- 黒板の前の踏み台が狭くて危なそうでした。
- やっておしまいではなく、なぜどうしてという目的意識をしっかり持たせることが大切だと思います。
- 校舎配置図があるとよかったです。
- 先生の机が後ろにあり、子どもたちの顔が見えないのが気になりました。
- 静かに聞いていましたが、理解しているのか不安になりました。支援の先生にサポートしていただけすると助かります。
- 時間割がもう少し早く分かるといいです。
- 給食を保護者が一緒に食べられたらよかったです。
- 体育館の網戸が外れていきました。
- 教室の戸が開いていると見やすかったです。

#### **三朝中学校**

#### **★肯定的意見**

- 給食をたくさん食べていて大変うれしく感じました。
- 1・2年生しか参観していませんが、落ち着いて学習に取り組んでいました。プロジェクターのスクリーンは光の具合で見にくいときがありますね。
- 学習に落ち着いて取り組んでいるようよかったです。
- 先生の準備がよくされていました。良い授業をされていました。

#### **★改善を要する意見**

- スピーディーに進むのは素晴らしいですが、内容が生徒に充分に理解され、記憶され使えるよう定着することが難しいと思い、それが課題だと思いました。復習や宿題などで授業以外の学習が絶対に必要だと思いました。

○参観日や一般公開では、生徒たちは「おとなしく良い子」になるのは普通です。いつもの生徒の様子はこういった場面では見ることはできません。三朝中は全学年「荒れている」という評価を周りからされているようです。もちろんそんな場面は参観日や一般公開では見られません。一部の生徒の悪い行いが全体に悪い影響を与えていてとても残念です。

## 報告事項(7)

### 令和7年度みささ図書館蔵書点検結果について

#### ■ 蔵書点検趣旨

生活文化センター・町立みささ図書館の管理及び運営に関する規則（平成2年3月29日教委規則第2号）第8条第2項に基づき実施する蔵書点検は、図書館を快適に使っていただくために欠かせない作業です。館内には図書、雑誌等約10万9千冊の資料がありますが、蔵書点検を実施し、それらが正しい位置にあるか、なくなっていないかを職員全員で総点検します。漏れなく確認するため、作業中は貸出・返却を停止して棚の図書が移動しないようにする必要があるので、作業期間は閉館とします。

作業時期は、図書館利用への影響を極力抑えるため、比較的利用の少ない9月を選んでいます。

#### ■ 作業の手順

##### （蔵書点検日までの作業）

- 1 開架及び閉架書架の整理をする。（図書の配架誤りを正す。背表紙を揃えて置く 等）
- 2 可能な範囲で閉架書庫の図書所在確認作業を前倒しで実施。

##### （蔵書点検期間の作業）

- 1 本の所在確認作業を実施する。（本のバーコードをハンディターミナルで読み取り。）
- 2 読み取りした情報を図書館システムに転送して「所在不明資料の一覧表」を作る。
- 3 不明資料の館内搜索
- 4 本の汚れ拭き、書架棚の清掃
- 5 書架のレイアウト変更等を実施
- 6 長期延滞利用者に督促の実施
- 7 開館準備（返却、配架、新規資料の受入処理、予約連絡、特集コーナー設置等）

#### ■ 実施期間

図書館システム更新：令和7年9月22日（月）～9月24日（水）の3日間

蔵書点検：令和7年9月25日（木）～9月28日（日）の4日間

#### ■ 勤務体制

職員の勤務時間は午前8時30分～午後5時15分（会計年度任用職員は午後4時30分まで）

#### ■ 周知広報

広報「みささ」9月号及び防災無線、みささ図書館ホームページで周知

館内掲示、図書館カレンダー配布（来館者に手渡し）

各会議にて報告（課長会、教育委員会、校長会）

県内公共図書館へは、メーリングリストによる一斉送信

#### ■ 作業スケジュール

- |            |   |
|------------|---|
| 9月24日（水）PM | （システム更新後）本のバーコードの読み取り作業（開架室及び閉架書庫）                  |
| 9月25日（木）   | 本のバーコードの読み取り作業（開架室及び閉架書庫）                           |
| 9月26日（金）   | 本のバーコードの読み取り作業（開架室及び閉架書庫）                           |
| 9月27日（土）AM | 読み取りデータを蔵書データベースに突合して「不明図書一覧表」を作成<br>不明図書の搜索及び書棚の清掃 |
| PM         | 職員打合せ会、不明図書搜索及び書棚清掃、資料返却処理、不明図書確定<br>資料配架、新規資料受入    |
| 9月28日（日）   | 不明図書搜索及び書棚清掃、開館準備                                   |

## ■蔵書点検結果について

(令和7年度)

### 1) 点検不明の冊数(年度別)

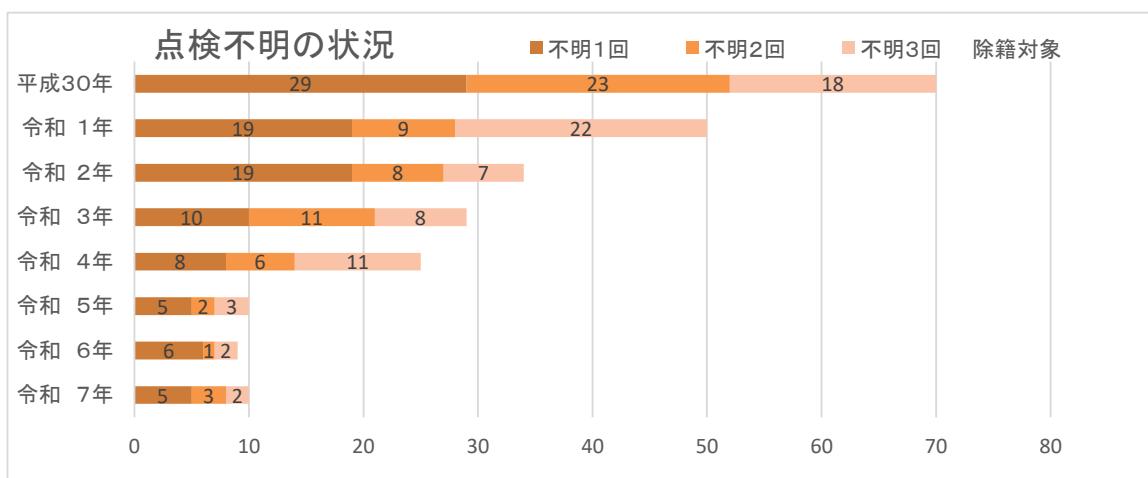
(冊)

	不明1回	不明2回	不明3回 除籍対象	合計
令和 7年	5	3	2	10
令和 6年	6	1	2	9
令和 5年	5	2	3	10
令和 4年	8	6	11	25
令和 3年	10	11	8	29
令和 2年	19	8	7	34
令和 1年	19	9	22	50
平成30年	29	23	18	70

※点検不明 →蔵書点検で所在が確認できない資料

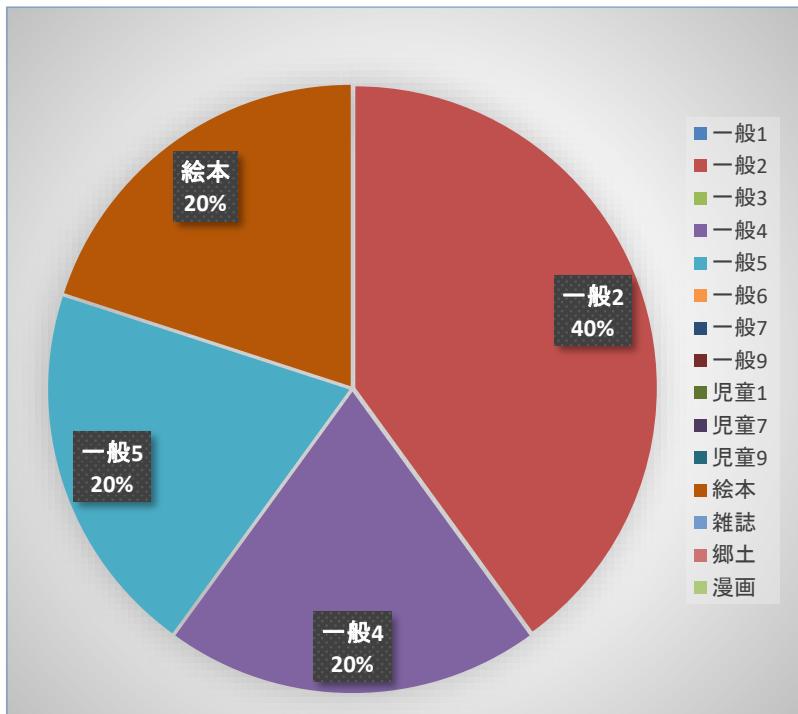
※除籍対象 →点検不明3回の資料は除籍する。(資料除籍基準4(1)による)

※令和7年度点検対象冊数 104,445冊 (蔵書資料数 108,855冊 9/30現在) 不明割合 0.0091%



### 2) 点検不明の状況(分類別)

分類	冊数
一般1	
一般2	4
一般3	
一般4	2
一般5	2
一般6	
一般7	
一般9	
児童1	
児童7	
児童9	
絵本	2
雑誌	
郷土	
漫画	



NDC(日本十進分類法) 新訂10版 総目表(2次区分表)

<b>000 総記</b>	<b>500 技術. 工学</b>
010 図書館. 図書館情報学 020 図書. 書誌学 030 百科事典. 用語索引 040 一般論文集. 一般講演集 050 逐次刊行物 060 団体. 博物館 070 ジャーナリズム. 新聞 080 叢書. 全集 090 貴重書. 郷土資料. その他特別コレクション	510 建設工学. 土木工学 520 建築学 530 機械工学. 原子力工学 540 電気工学 550 海洋工学. 船舶工学. 兵器. 軍事工学 560 金属工学. 鉱山工学 570 化学工業 580 製造工業 590 家政学. 生活科学
<b>100 哲学</b>	<b>600 産業</b>
110 哲学各論 120 東洋思想 130 西洋哲学 140 心理学 150 倫理学. 道徳 160 宗教 170 神道 180 仏教 190 キリスト教. ユダヤ教	610 農業 620 園芸. 造園 630 蚕糸業 640 畜産業. 獣医学 650 林業. 狩猟 660 水産業 670 商業 680 運輸. 交通. 観光事業 690 通信事業
<b>200 歴史. 世界史. 日本史</b>	<b>700 芸術. 美術</b>
210 日本史 220 アジア史. 東洋史 230 ヨーロッパ史. 西洋史 240 アフリカ史 250 北アメリカ史 260 南アメリカ史 270 オセアニア史. 両極地方史 280 伝記 290 地理. 地誌. 紀行	710 彫刻. オブジェ 720 絵画. 書. 書道 730 版画. 印章. 篆刻. 印譜 740 写真. 印刷 750 工芸 760 音楽. 舞踊. バレエ 770 演劇. 映画. 大衆芸能 780 スポーツ. 体育 790 諸芸. 娯楽
<b>300 社会科学</b>	<b>800 言語</b>
310 政治 320 法律 330 経済 340 財政 350 統計 360 社会 370 教育 380 風俗習慣. 民俗学. 民族学 390 国防. 軍事	810 日本語 820 中国語. その他の東洋の諸言語 830 英語 840 ドイツ語. その他のゲルマン諸語 850 フランス語. プロバンス語 860 スペイン語. ポルトガル語 870 イタリア語. その他のロマンス諸語 880 ロシア語. その他のスラブ諸語 890 その他の諸言語
<b>400 自然科学</b>	<b>900 文学</b>
410 数学 420 物理学 430 化学 440 天文学. 宇宙科学 450 地球科学. 地学 460 生物科学. 一般生物学 470 植物学 480 動物学 490 医学. 薬学	910 日本文学 920 中国文学. その他の東洋文学 930 英米文学 940 ドイツ文学. その他のゲルマン文学 950 フランス文学. プロバンス文学 960 スペイン文学. ポルトガル文学 970 イタリア文学. その他のロマンス文学 980 ロシア文学. その他のスラブ文学 990 その他の諸言語文学

## 議案第 36 号

### 専決処分の承認を求めるについて

次のとおり三朝町教育委員会事務局職員の任命等にかかる町長部局等からの協議について、三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和 45 年三朝町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分したので、本委員会の承認を求める。

令和 7 年 10 月 30 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

協議事項	区分	期間	内容	人員
三朝町議会一般選挙 及び三朝町長選挙	任命	R7. 10. 22 ～R7. 10. 26	選挙管理委員会 書記(臨時)	事務局職員 9 名

### 《参考》

○三朝町教育委員会教育長に対する事務委任規則

(委任事項)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(7) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に  
関すること。ただし、臨時の任用職員を除く。

(専決処分)

第 3 条 前条各号に掲げる事務で比較的軽易な事項は、教育長が専決することができる。

2 前項に定めるもののほか、事案の内容が特に急を要するものについては、教育長が専決すること  
ができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議でこれを報告し、承認を得なければ  
ならない。

## 協議事項(1)

### 通級指導教室の指導希望について

三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱（平成24年教委告示第39号）第4条第3項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

別紙のとおり

### 《参考》

#### ○三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱 (通級指導の手順)

- 第4条 通級による指導を希望する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）は、在籍する学校の校長（以下「在籍学校長」という。）と教育相談を行った上で、通級許可申請書（様式第1号）を在籍学校長に提出する。
- 2 在籍学校長は、前項の届出により、通級による指導を受けさせる必要があると認めるときは、教育委員会に対して意見書（様式第2号）を提出する。
- 3 教育委員会は、前項の提出を受けた児童生徒について審査を行う。必要に応じて、通級指導教室設置校の校長（以下「設置学校長」という。）の意見を聴取する。
- 4 教育委員会は、審査によって通級指導教室での指導を受けることが適當と認めるときは、在籍学校長に対し通級承認書（様式第3号）を通知するとともに、保護者へ通級許可通知書（様式第4号）を通知する。